

カード会員規約(個人用)

会員規約をよくお読み下さい。会員規約をご承認頂けない場合は直ちに退会の手続きをいたしますので、当社宛にご連絡下さい。退会のお申し出がない場合には、会員規約を承認されたものとさせていただきます。

平成 19 年 12 月 1 日改訂

一般条項

第 1 条(会員と連帯保証人)

会員とは、株式会社日専連ニッコーポレーション(以下「当社」という)に対し、当社が発行する日専連 JCB カードまたは日専連 DC・VISA カードまたは日専連 DC・VISA ゴールドカードの取引システムに、当社所定の入会申込書またはインターネット申込等において、本規約を承認のうえ申し込まれた方で当社が入会を承認した方をいいます。また、連帯保証人とは、本規約を承認のうえ、キャッシング利用を除き、会員がカードを利用することによって生じるすべての債務を会員と連帯して引き受けることを承諾した方をいいます。当社が適当と承認した方をいいます。会員、連帯保証人(以下「会員」という)と当社の契約は、当社が会員の入会を承認したときに成立するものとします。

第 2 条(カードの貸与と有効期限)

- 1.当社は、会員本人に当社が発行するクレジットカード(以下「カード」という)を貸与するものとし、会員は、カードを貸与されたとき、ただちに当該カードの所定欄に自己の署名を行うものとします。また、当社は会員の申し出により当社が発行するタクシーチケット・チアライフチケット・飲食店チケット等各種チケット(以下「チケット」という)を貸与するものとします。
- 2.カードやチケットには会員氏名・会員番号・カードの有効期限等(以下「カード情報」という)が表示されており、カード情報上に表示された会員本人のみが使用できるものとします。
- 3.カードの所有権は当社および提携する株式会社ジェシービーまたは三菱 UFJ ニコス株式会社(以下「提携クレジット会社」という)にあり、チケットの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもって、カードやチケットおよびカード情報を使用し管理するものとします。また、会員は、他人にカードやチケットおよびカード情報を貸与、譲渡、担保提供することや、使用させることは一切できません。なお、当社が判断してカードやチケットの返却を請求した場合は、会員はこれに速やかに応じるものとします。
- 4.カードおよびチケットの有効期限は当社が指定するものとし、カード情報上に表示された月の末日までとします。また、当社はカード情報の有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が引続き会員として適当と認める場合は、有効期限を更新した新たなカードやチケット(以下「更新カード」という)を発行するものとします。

第 3 条(カードの再発行)

当社は、カードやチケットの紛失、盗難、破損、汚損等により会員が再発行を希望し、当社が認めた場合、カードやチケットを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

第 4 条(カードの機能)

会員は、本規約に定める方法・条件によりカードやチケットおよびカード情報を利用することによって、ショッピング条項 に定めるショッピングおよびキャッシング条項 に定めるキャッシングを利用できるものとします。

第 5 条(カード付帯サービス等)

- 1.会員は、当社または提携クレジット会社が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という)を利用することができ、その内容については当社から会員に対し別途通知するものとします。
- 2.会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承認するものとします。

第 6 条(暗証番号)

会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を当社所定の方法により登録するものとします。なお、会員は電話番号・生年月日・4桁の同番号・自宅住所等から推測される番号・第三者に容易に推測される番号以外の数字を選択し登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録します。会員は暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、会員の故意または重大な過失によって他人に知られた場合に生じた損害については、会員の負担となることをあらかじめ承認するものとします。

第 7 条(ご利用明細書)

当社は、会員の利用明細、分割支払金、利用残高等を原則として利用翌月中に、ご利用代金明細書(以下「ご利用明細書」という)として、会員の届出住所へ郵送その他当社所定の方法により通知します。また、ご利用明細書の内容について異議がある場合には、到着後 7 日以内に異議の申し出をするものとし、申し出がない場合は承認したものとみなします。

第 8 条(年会費)

会員は、当社に対して所定の時期(ただし入会后、初年度年会費については 4 月より翌年 3 月を年度とし、初年度分は当社が負担するものとします。)に当社所定の年会費を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求される場合があります。また、すでに支払い済みの年会費は、退会または会員資格の喪失となった場合でも原則として返還いたしません。なお、年会費のみの請求の場合はご利用明細書を発行しない場合があります。また、会員本人が学生の場合、在学期間中は年会費の請求は致しませんが、退学・卒業等で一般会員に変更となった場合は、所定の年会費を支払うものとします。

第 9 条(届出事項の変更・通知等の送付)

- 1.会員が当社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、お支払い方法、お支払い口座、暗証番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。

- 2.第1項の変更届けがないために、当社からの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合、通常到着するべきときに到着したものとします。ただし、会員にやむをえない事情がある場合はこの限りではないものとします。
- 3.当社が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは受領拒絶時に会員に到達したものとします。ただし、会員にやむをえない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第 10 条 (利用可能枠・利用可能額)

- 1.カードやチケット利用可能枠、およびキャッシング利用可能枠(以下総称して「利用可能枠」という)は当社が審査し決定した額までとします。また、当社は会員のカード利用状況および信用状況等に応じて、カードの利用停止および利用可能枠を通知なしに変更できるものとします。
- 2.会員の利用可能額は、原則として本条 1 項の利用可能枠内としますが、利用可能枠を超えて利用した場合は、その利用分においても同様に支払いの義務を負うものとします。
- 3.会員の利用可能額は、利用停止の場合を除いて、原則として利用可能枠より未払い残高を差引いた額とします。ただし、会員が既に当社に入金した場合でも、事務処理等の都合により利用額の復元が遅れる場合があることを、会員はあらかじめ承認するものとします。
4. 会員がキャッシング利用可能枠の新規付与、または増枠を希望の場合、当社は返済能力の調査のため、収入額(年収額・月収額を含む)を証明する書類を徴求する場合があることを、会員はあらかじめ了承するものとします。(但し、キャッシング利用可能枠の増枠は、会員の要請があった場合についてのみ変更できるものとします。)

第 11 条 (代金決済)

- 1.ショッピング利用・チケット利用・キャッシング利用(以下「カード利用」という)代金および手数料やその他本規約に基づく会員の当社に対する一切の債務は、会員があらかじめ指定した約定支払日、支払方法により遅滞なく当社に支払うものとします。ただし、加盟店や当社、提携クレジット会社の事務処理上の都合により翌月以降の請求となる場合があります。なお、口座振替で約定支払日に口座振替ができなかった場合には、当該金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、支払金の全額または一部につき、再度口座振替を行う場合があります。
- 2.カード利用代金は毎月月末で締め切り、第 1 回目の支払いは利用月の翌月約定日とします。また、加盟店・当社・提携クレジット会社・海外利用等の事務処理上の都合により翌々月以降に請求される場合があります。
- 3.会員が日本国外等の取引でカードを利用した場合の代金については、原則として当社が加盟店等に債権譲渡代金等を支払った時点(会員がカードを利用した日とは異なる場合があります。)の提携クレジット会社指定金融機関等の為替相場を基準とした、所定の換算方法により円換算した金額を、当社に対して支払うものとします。

第 12 条 (手数料・利率の計算方法等)

- 1.手数料率、利率等の計算方法については、ショッピング条項 キッシング条項 において別途定めるものとします。
- 2.会員は、当社が金融情勢の変化等により、本規約に基づくカード利用にかかる手数料率および利率(遅延損害金の利率を含む)を変更する場合があることをあらかじめ承認します。

第 13 条 (期限の利益の喪失)

- 1.会員は、次のいずれかに該当する場合には、通知催告を受けることなく当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、残債務全額をただちに支払うものとします。
 - キャッシング利用代金・ショッピング分割払い以外の利用代金については、支払額を約定支払期日までに支払わなかったとき。(但し、キャッシングについては利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する。)
 - 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - 差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - 破産、民事再生の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
 - 会員について債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。
 - 失踪、または刑事上の訴追、後見もしくは保佐の宣告を受けたとき。
 - 会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明になったとき。
- 2.前項 にかかわらず、ショッピング分割払いによる利用代金債務については、当社から 20 日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失し、残債務全額をただちに支払うものとします。
- 3.会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額をただちに支払うものとします。
 - 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - 会員資格を喪失したとき。
 - 商品の購入が会員にとって商行為となるとき。(ただし、業務提供誘引販売個人契約及び連鎖販売個人契約に係るものを除く)
 - 商品の質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - 本規約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠る等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第 14 条 (支払金等の充当順序)

会員の当社に対する債務の支払いがその請求債務の全額に充たない場合または超過支払金があるときには、会員は、当社所定の順序及び方法により支払金の債務への充当を行うことに承諾するものとします。

第 15 条 (遅延損害金)

- 1.会員がカード利用による分割支払金を約定支払日に支払わなかった場合には、その翌日から完済に至るまで分割支払元金に対し、ま

た、期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで分割支払元金合計の残額に対し、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

ショッピング利用の1回払い、2回払い、ボーナス一括払いについては年14.60%。

キャッシング利用については、年19.94%。

2.第1項にかかわらず、ショッピング利用3回払い以上の分割払いについては(キャッシング利用を除く)以下の遅延損害金を支払うものとします。

分割支払金の支払いを遅延した場合は、約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残額に対し年6.00%の商事法定利率を乗じた額を超えない金額。

分割支払金合計の残額に対し期限の利益を喪失した場合は(の場合を除く)、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで年6.00%を乗じた金額。

第16条(退会および会員資格の喪失等)

1.会員は、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社の指示に従ってただちにカードおよびチケットを返還するか、カードおよびチケットを裁断破棄するものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会といたします。ただし、本規約に定められた支払日にかかわらず、残債務全額をただちにお支払いいただく場合もあります。

2.会員は、次のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失するものとします。

会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

会員が本規約に違反したとき。

会員の信用状態に重大な変化が生じたり、不正利用あるいは不正目的によるカード利用等、利用状況が適当でないと当社が判断したとき。

当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

3.第2項の場合、会員資格喪失の通知有無にかかわらず、当社は加盟店にカードおよびチケットの無効を通知することができるものとします。

4.第2項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員はただちにカードおよびチケットを返還するものとします。

5.当社は、第2項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反もしくは違反するおそれがある場合、または会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合には、カードの利用をお断りする場合があります。

第17条(カードの紛失・盗難による責任の区分)

1.カードおよびチケットの紛失盗難等により他人に使用された場合、その利用代金は会員の負担とします。

2.第1項にかかわらず、カードの紛失・盗難については会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に連絡し、かつ所轄の警察署へ紛失・盗難の事実を届け、かつ、当社所定の方法により紛失盗難届を当社に提出した場合、当社は、会員に対して届出を受理した日の前日から60日前以降と翌日から60日以内の計121日間に発生した損害について、その支払いを免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当するときは、利用代金の支払いは免除されないものとします。

会員が第2条に違反したとき。

会員の家族、同居人、留守宅人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用した場合。

会員の故意または重大な過失によって紛失・盗難が生じたとき。

紛失盗難届の内容が虚偽であるとき。

会員が当社の請求する書類を提出せず、又は提出した書類に不正の表示をした場合あるいは、

当社等の行う被害状況の調査に協力しなかったり、損害の防止の軽減に必要な努力をしなかった場合、その他損害賠償保険会社等の指示に従わなかった場合。

カード利用の際、使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合

カード利用の際、事前に登録された暗証番号が会員の責において利用されたとき。

カードの署名欄に自己の署名がない状況で損害が発生した場合。

戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失盗難が生じたとき。

本条2項の通知を当社が受理した日の前日から起算して61日以前に生じた損害の場合。

本条2項の通知を当社が受理した日の翌日から起算して61日以後に生じた損害の場合。

その他本規約に違反している状況において、紛失盗難が生じたとき。

3.会員は本条2項に定める保険の適用を受けるため、カード紛失・盗難等による損害を知った時から30日以内に損害状況等を詳細に記載した損害報告書、所轄警察署の証明書、その他当社及び損害保険会社が求める書類を、当社又は損害保険会社に提出するものとします。

第18条(費用の負担)

会員は、振込にて債務を支払う場合の振込手数料、ATM利用手数料、本規約に基づく費用、手数料等に課される消費税その他の公租公課、および、公正証書作成費用等、債権保全実行のために要した費用を全て負担するものとします。また、会員は以下の場合にかかる費用を負担するものとします。

法定書面の再発行費用

会員の要請により貸金業法に定める交付書面の再発行を受けたときは、当社所定の書面再発行手数料を支払うものとします。

当社が約定支払日以降に、会員の要請に基づいて口座振替を行う場合、会員は当社所定の再振替手数料を負担するものとします。

第19条(カード利用代金債権の譲渡等の同意)

会員は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有する債権を、取引金融機関(その関連会社を含む)・特定目的会社・債権回収

会社等に譲渡または回収委託すること、ならびに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、また回収委託を中止すること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第 20 条(合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地、および、当社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 21 条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第 22 条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員は、日本国外でカード利用する場合、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書、その他の書類の提出をしたり、カードの利用制限または利用停止に応じていただく場合があることをあらかじめ承認するものとします。

第 23 条(会員規約およびその改定)

会員規約は、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。また、会員は、将来規約が改定されその内容を当社が通知した後にカードを利用した場合には、当該変更事項を承認したものとします。

第 24 条(早期完済の特約)

会員は、支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括で支払う場合、ショッピング利用については、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の計算方法(7・8分法またはそれに準ずる計算方法)により算定された金額の払い戻しを受けるものとします。キャッシング利用については、第 36 条(キャッシングサービスの早期完済の特約)が適用となります。

ショッピング条項

第 25 条(ショッピングの利用)

1. 会員は、次の から に掲げる加盟店(以下「加盟店」という)にカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うことにより商品や権利の購入、役務の提供等を受けることができるものとします。(以下「ショッピング利用」という)なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機や当社の認める所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができる場合があります。

当社の加盟店および全国日専連加盟店ならびに当社が提携した提携先加盟店。

日専連 JCB カードについては前号 および JCB ならびに JCB の提携先が加盟店契約をしている日本国内外の JCB 加盟店。

日専連 DC・VISA カードおよび日専連 DC・VISA ゴールドカードについては、本項 および三菱 UFJ ニコスが加盟契約をした加盟店および VISA International Service Association(以下「VISA」という)に加盟した提携先が加盟契約をしている日本国内外の VISA 加盟店。

2. 通信販売や当社が特に認めた取引において、会員は当社所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略して利用できる場合があります。

3. 通信料金等当社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に当社および加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。

4. 会員のショッピング利用に際して、利用金額、購入商品・権利、提供を受ける役務によっては、当社および提携クレジット会社の承認が必要となります。この場合、加盟店が当社および提携クレジット会社に照会を行い、承認できない場合はカード利用をお断りする場合があります。また、その際、会員本人のご利用であることを確認させていただく場合があります。

5. 当社は、会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合、もしくは約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、第三者による不正使用を回避するために、ショッピング利用をお断りする場合があります。また、貴金属・金券類・電子機器等、当社が判断する一部の商品については、ショッピング利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。

6. 会員がショッピング利用により購入した商品の所有権は、当社が会員に代わって加盟店や当社の提携クレジット会社に立替払いをしたことにより、加盟店から当社に移転し、当該利用代金の支払完済まで当社に留保されることを、会員はあらかじめ異議なく承認するとともに、次の事項を遵守するものとします。

善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ・譲渡・賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。

商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合は、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張・証明してその排除に努めること。

商品の支払金が完済するまでに生じた、火災・風水害・盗難等、不慮の災害による商品の滅失・毀損・減価等の損害については、会員の負担とし債務の履行を継続すること。

第 26 条(ショッピング利用代金の支払区分)

ショッピング利用代金の支払区分は、1 回払い・2 回払い・ボーナス一括払い・分割払い・ボーナス併用分割払い・据え置き払い・据え置き分割払いのうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、支払区分は、当社が指定する加盟店、条件、方法において利用できるものとします。なお、会員が支払区分の指定をしなかった場合は、すべて 1 回払いを指定したものと取り扱われます。

第 27 条(ショッピング利用代金の支払い)

1. 当社は、会員のショッピング利用代金を毎月月末に締切り、会員は本条第 2 項の場合を除き、以下の通り約定支払日に支払うものとします。

1 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金を翌月の約定支払日。

2 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金の 50% ずつを(請求は 10 円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。)翌月と翌々月の約定支払日。

分割払い(ボーナス併用を含む)を指定した場合、第 28 条に定める分割支払金を、翌月の約定支払日から支払回数(ボーナス加算回数を含む)にわたって最終約定支払日まで。

据え置き払いを指定した場合、据え置き月数の翌月の約定支払日。(据え置き月数と支払月の合計が 3 カ月以上の場合は当社所定の手数料を加算いたします)

据え置き分割払いを指定した場合、据え置き月数の翌月約定支払日から支払回数にわたって最終約定支払日まで。(据え置き月数と分割回数月の合計が 3 カ月以上の場合は当社所定の手数料を加算いたします)

2.会員は、ショッピング利用においてボーナス一括払いを指定した場合、原則として、以下のとおり約定支払日に支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なる場合があります。

12月1日から12月31日までの当該ショッピング利用代金は、翌年7月の約定支払日。

1月1日から5月31日までの当該ショッピング利用代金は、同年7月の約定支払日。

7月1日から10月31日までの当該ショッピング利用代金は、同年12月の約定支払日。

第 28 条(分割払い)

1. 会員は、加盟店で分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金(分割払元金)に会員の指定した支払回数に応じた下記分割払手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計」という)を支払うものとします。

支払回数(回)	1	2	3	4	5	10	12	18	24	30	36	48	60	ボーナス一括
支払期間(ヵ月)	1	2	3	4	5	10	12	18	24	30	36	48	60	2~7
実質年率(%)	0	0	11.9	14.3	14.9	16.0	16.2	16.4	16.4	16.4	16.1	16.0	15.7	0
ご利用代金 100 円あたりの分割払手数料の額(円)	0	0	2	3	3.75	7.5	9	13.5	18	22.5	27	36	45	0

2.月々の分割支払金は分割支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々の分割支払金は 10 円単位とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、一部加盟店における実質年率は本条項と異なる場合があります。

(例)利用代金 100,000 円で 10 回払いの場合

分割払手数料:100,000 円 × (7.5 円 / 100 円) = 7,500 円 月々の分割払元金:100,000 円 ÷ 10 回 = 10,000 円

月々の分割払手数料:7,500 円 ÷ 10 回 = 750 円 月々の分割支払金:10,000 円 + 750 円 = 10,750 円

3.ボーナス併用払いのボーナス支払月は分割回数内の 7 月と 12 月とし、最初に到来したボーナス支払月よりお支払いいただきます。また、ボーナス加算総額は、1 回あたりのカード利用代金の 50%としボーナス回数で均等分割し、月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。

4.ボーナス併用分割払い、据え置き払い、据え置き分割払いの実質年率は本条項と異なる場合があります。

5.会員はショッピング利用代金の支払回数の変更を希望する場合は、当該利用分の第 1 回目のご利用明細書が会員に到着後かつ当該約定支払日以前に速やかに当社へ申し出るものとします。またその場合、当社の定める支払区分で、本条に定める手数料が加算されるものとします。ただし、購入する商品や権利、提供を受ける役務内容やその他、当社が判断した場合によっては支払回数の変更ができない場合があります。

第 29 条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品・権利・役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。その場合の手続き等については、当社へお問い合わせ下さい。

第 30 条(保険・継続的支払サービス)

1.会員が保険会社との契約で保険料の継続的な支払いに当社のカード利用を希望する場合、当社が会員のために保険会社に対して支払うことを了承し、会員は当該支払代金を当社に支払うものとします。

2.会員が、カードでの継続的な支払いを中止する場合は、その旨を保険会社の定めた方法で保険会社に申し出、承諾を得るものとします。

3.会員が前項の承諾を得ずに、当社が保険会社に支払いを行ったときは、当社は会員にその利用代金を請求し、会員は当該代金を当社に支払うものとします。

4.カードが解約または利用停止となった場合は、当社は保険会社に対する保険料の支払いを中止できるものとします。なお、会員が保険会社との継続契約を希望する場合は、直接保険会社との間で手続きをするものとします。

5.会員は各保険契約申込みの条件、本規約等の諸条件を遵守するものとします。

6.会員が利用する、当社の認める継続的な取引やサービス(ガソリン・灯油・ガス等の利用代金・電話代金・新聞代金・駐車場代金・通信サービス利用代金等、カードで継続的に支払う場合)についても、本条 1 項から 5 項までを準用するものとします。

第 31 条(商品の引取り及び評価・充当)

1.会員が、第 13 条により期限の利益を喪失した場合は、当社は留保した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。

2.当社が前項により商品を引取った場合は、会員と当社が協議の上、また協議できない場合は当社が決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務残額の弁済に充当するものとします。なお、過不足が生じた場合、ただちに精算するものとします。

第 32 条(支払いの停止が認められる場合)

1.会員は下記の事由があるときは、当該事由がある商品・権利・役務についての支払いを停止することができるものとします。この場合、支払停止が認められるのは、割賦販売法に定める指定商品・指定権利・指定役務を 2 カ月以上かつ 3 回払い以上で購入または契約した場

合に限りません。ただし、その事由が解消された場合は、支払いを再開するものとします。

商品(権利)の一部または全部の引渡しが行なわれないとき。

役務の一部または全部の提供が行なわれないとき。

商品(権利)や役務は提供されたが、約束の期日に遅れたため役に立たなかったとき。

商品(権利)に破損、汚損、故障、その他の瑕疵(欠陥)があるとき。

クーリング・オフ、中途解約、(ただし、特定商取引法に定める特定継続的役務提供契約に限る)に応じてもらえないとき。

商品(権利)や役務が見本・カタログ等と異なるとき。

商品(権利)の販売条件となっている役務の提供が行なわれないとき。

その他、商品(権利)販売や役務提供について加盟店に対して生じている抗弁事由があるとき。

2.当社は、会員が前項による支払停止を申し出た場合は、直ちに必要な手続きをとるものとします。

3.会員は、本条 1 項の申し出をする場合は、あらかじめ事由解消の解決を加盟店と交渉することに努めるものとします。

4.会員は、本条 1 項の申し出をする場合は、速やかに、事由を記載した書面(当該資料等を添付のこ)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が当該事由について調査する場合は協力するよう努めるものとします。

5.本条 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は支払いを停止できないものとします。

売買契約・役務提供契約が会員にとって商行為であるとき。(ただし、業務提供誘引販売個人契約及び連鎖販売個人契約に係るものを除く)

1 回のカード利用に係わる支払総額(分割支払金合計に頭金を加算した額をいう)が 4 万円未満のとき。

当社の承諾なしに、売買契約の合意解約、加盟店に対するカードショッピング支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。

海外の加盟店でカードを利用したとき。

本条 1 項の事由が会員の責に帰すべき場合、その他、会員による支払停止が信義則に反すると認められたとき。

6.会員は、当社が支払金の残額から本条 1 項の支払停止額に相当する額を控除して請求した場合は、控除後の支払金について支払いを継続するものとします。

キャッシング条項

第 33 条(キャッシングの利用方法)

会員は、次の各号のいずれかの方法により、当社があらかじめ指定する利用可能枠の範囲内で金銭の借入(以下「キャッシング」という)を受けることができるものとします。

会員が当社指定の現金自動貸付機(以下「CD」という。)および現金自動受け払い機(以下「ATM」という。)、または当社が提携する金融機関及び金融機関と提携する CD および ATM で所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届け出た暗証番号(4 桁)と希望金額を打鍵した場合。

会員がビザ・インターナショナル、または株式会社ジェーシーピーと提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続きをした場合。

その他当社所定の方法による場合。

第 34 条(キャッシングの支払方法)

1.キャッシングによる融資金は 1 万円単位(ただし、日本国外での場合はビザ・インターナショナル、株式会社ジェーシーピーもしくは当社が指定する現地通貨単位)とし、支払方法は一括払い、リボルビング払いのうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。ただし、日本国外でのキャッシング利用分については一括払いとします。

2.キャッシングの融資金は毎月末日を締切日とし、次の各号に定めるいずれかの方法により翌月から約定支払日にキャッシングの支払金を当社に支払うものとします。なお、日本国外の利用分については事務処理上の都合により翌々月以降に請求される場合があります。

3.一括払いの場合は融資元金に下記の方法で計算された利息を合わせて支払うものとします。(貸付の利率 実質年率 17.95%)

利息 = 融資元金 × 17.95% × ご利用翌日から約定支払日までの経過日数 ÷ 365 日

ただし、利用当日の返済につきましては経過日数を 1 日として計算いたします。

4.リボルビング払いの場合は、下記 に定める利息を含めた支払金額を支払うものとします。利息については、初回は上記 と同様の計算とし 2 回目以降は下記 の方法で計算するものとします。(貸付の利率 実質年率 17.95%)

利息 = 融資金残高 × 17.95% × 約定支払日の翌日より翌約定支払日までの日数 ÷ 365 日

ただし、利用当日の返済につきましては経過日数を 1 日として計算いたします。

リボルビング利用残高と支払金額(残高スライド元利定額方式)		実質年率 17.95%の場合		
ご利用元金	返済金額合計	月額(利息を含む)	最長返済期間	返済回数
100,000 円	111,142 円	10,000 円	1 年 2 ケ月	12 回
200,000 円	244,342 円	10,000 円	2 年 3 ケ月	25 回
300,000 円	380,013 円	15,000 円	3 年 0 ケ月	34 回
400,000 円	518,709 円	20,000 円	3 年 6 ケ月	40 回
500,000 円	655,857 円	25,000 円	3 年 11 ケ月	45 回
600,000 円	782,842 円	40,000 円	4 年 2 ケ月	48 回
700,000 円	922,254 円	40,000 円	4 年 6 ケ月	52 回
800,000 円	1,062,118 円	40,000 円	4 年 9 ケ月	55 回
900,000 円	1,196,672 円	50,000 円	5 年 0 ケ月	58 回

上記返済金額合計・最長返済期間・返済回数は約定支払日 5 日の会員が 1 日にご利用された場合にて試算しております。

5.会員は、利率が金融情勢等により変動することに異議ないものとします。また、第 23 条の規定にかかわらず、当社から手数料変更の通知をした後は変更後の利率が適用されるものとします。なお、当社が指定したときは、通知したときにおけるキャッシングの利用残高に対しても、変更後の利率が適用されることに異議ないものとします。

第 35 条(キャッシングの遅延損害金)

会員はキャッシングサービスの利用代金について支払を遅滞したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該請求元金に対して年 19.94%の遅延損害金を、又、第 13 条に基づく期限の利益を喪失した場合には期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで未払元金分に対し年 19.94%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第 36 条(キャッシング早期返済の特約)

1. キャッシングサービス利用代金の早期返済(会員が約定支払期間の途中でキャッシングサービスの支払残金の一部又は全額を約定支払日の前に支払うとすることをいう)を希望する場合は、以下のいずれかの方法で支払うものとします。また、その場合、会員は早期返済をする範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、当社は、会員の指定に従い指定支払日時において支払うべき金額を会員へ連絡するものとします。

当社指定の窓口で支払う。

当社指定の口座へ振込にて支払う。

その他、当社が承認した場合は当社所定の方法で支払う。

2. 当社に対する支払が次のいずれかに該当する場合は、会員への通知なくして、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含む)に充当および口座振込等による返金をしても、会員は異議がないものとします。

当社に対する事前の連絡がなく振込にて支払われたとき。

当社に対する事前の連絡があり振込にて支払われた場合であっても、連絡の際に指定した支払日・返済方法・金額等が異なる支払が行われたとき。

第 37 条(キャッシング利用停止措置)

会員が次の何れかに該当したときは、当社は会員に通知することなくカードのキャッシング利用を停止するものとします。

貸金業法又は日本貸金業協会自主規制に基づく収入証明の徴求依頼に応じない場合。

会員の利用可能枠、当社と他の契約に基づく借入残高、及び他の貸金業者からの借入残高の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の年間合計額の三分の一を超えた場合。

その他当社が会員として不適当と判断した場合。

第 38 条(勧誘拒否と勧誘拒否会員に対する勧誘再開)

1. 会員は、個人情報の取扱いに関する条項第 2 条の規定にかかわらず、勧誘中止の申し出ができるものとします。

2. 前項の申し出があった場合、当社は申し出の日より少なくとも 1 年間(希望する期間が確認できない場合は、少なくとも 1 ヶ月間)、キャッシング商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の利用停止措置をとるものとします。

第 39 条(マンスリーステートメントの承諾)

会員はキャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の書面交付に代えて、貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面(ご利用明細書)を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付け及び弁済の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。

第 40 条(帳簿の閲覧)

会員は当社に対し帳簿の閲覧または謄写を請求できるものとする。ただし当社は当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかである場合には、当該請求を拒むことができるものとする。尚、会員は全ての帳簿について直ちに閲覧・謄写できない場合があることを、あらかじめ了承するものとします。

第 41 条(本人確認法)

1. 当社が「金融機関等による顧客等の本人確認法に関する法律」に基づき、所定の公的資料の提出を求めたとき、この求めに応じていない場合は、当社は入会をお断りする場合がございます。

(個人情報の取扱いに関する条項)

第 1 条(個人情報の収集・利用・保有・預託・提供)

1. 会員(日専連カード入会申込者を含む。以下同じ)及び連帯保証人(連帯保証人予定者を含む。以下「保証人」という)は、本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下「個人情報」という)を本契約及び本契約以外の株式会社日専連ニックコーポレーション(以下「当社」という)と締結する契約の与信(途上与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。また、当社の事務の一部(コンピューター事務・代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を業務委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、当社が個人情報を当該業務委託会社に預託することに同意します。

属性情報(本申込書(契約書を含む)に記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、e-mail アドレス、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、居住状況等、会員及び保証人の属性(変更情報を含む)に関する情報)

契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名、契約額、利用額、分割払手数料、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等、本契約の内容に関する情報)

取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況及び履歴に関する情報)

支払能力判断のための情報(会員及び保証人の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等、会員及び保証人の支払能力判断を行うための情報)

本人確認のための情報(本契約に関し当社が必要と認めた場合に、会員及び保証人の運転免許証、パスポート・健康保険証等の本人

確認資料の記載内容(本籍地および本人を特定するに足りる記号番号を含む)を確認(写しの入手も含む)、または、住民票等を取得または徴求(本契約締結後の住所確認のためも含む)し、本契約を行う者が本人であることを確認するために得た情報

2.会員及び保証人は、当社が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に預託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1条1項により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用する事に同意します。

当社が債権管理回収業務に関する特別措置法に基づき、下記債権管理回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む。)をする場合、債権回収を委託する債権回収会社は以下の通りです。

ニッテレ債権回収株式会社

〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル6F 電話番号 03-3769-4611

アイ・アール債権回収株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目4番地 電話番号 03-5215-6511

ジェービーエヌ債権回収株式会社

〒1770-6039 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 電話番号 03-5992-1119

3.会員及び保証人は、当社が法令(強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。)に基づいて、公的機関等に対して第1条1項により収集した個人情報を提供することに同意します。

第2条(個人情報の与信及び与信後の管理目的以外の利用)

会員及び保証人は、当社が下記の目的のために第1条1項の個人情報の保護措置を講じたうえで利用することに同意します。

当社のクレジット関連事業における市場調査、商品開発

当社のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内。

当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付等の営業案内。

なお、当社のクレジット関連事業とは、クレジットカード、マイカーローン、パーソナルクレジット、融資、信用保証、旅行業、保険業、通信業、不動産取引、チケット販売等の事業をいいます。詳細は当社の定款、ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.nissenren-nicc.co.jp/>

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

1.会員及び保証人は支払能力に関する調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員及び保証人の個人情報(当該各機関が独自に収集・登録する情報や不渡情報、破産等の官報情報含む。)が登録されている場合にはそれを利用することに同意します。

2.会員及び保証人は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により会員及び保証人の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了日から5年間

3.当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

名称:株式会社シー・アイ・シー(CIC)

住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15F

電話番号:0120-810-414(フリーダイヤル)

ホームページアドレス <http://www.cic.co.jp/>

(主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関)

4.株式会社シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

なお、株式会社シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関の加盟会員に利用される個人情報は上記項目の内、「債務の支払いを延滞した事実」となります。

名称:全国銀行個人信用情報センター

住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館

電話番号:0120-122-878(フリーダイヤル)

ホームページアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

(主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関)

名称:全国信用情報センター連合会加盟の個人信用情報機関

住所:〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1(全国信用情報センター連合会 事務局)

電話番号:0120-441-481(フリーダイヤル)

ホームページアドレス <http://www.fcbj.jp/>

(主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関)

5.各信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

6.個人信用情報機関に登録する個人情報は、会員及び保証人の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の属性に関する個人情報及び契約の種類、契約日、商品名、契約額又は極度額、支払回数、利用残高、支払状況等契約の内容並びに取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部となります。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

